期　間　平成二十七年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。
区　域　響灘沖海面の次の(ｱ)から(ｶ)までの六点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｶ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ｱ)　北緯三五度〇〇分一一秒　東経一三〇度〇一分五二秒
(ｲ)　北緯三四度四六分一一秒　東経一三〇度三一分五一秒
(ｳ)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三〇度一二分五二秒
(ｴ)　北緯三四度二五分一一秒　東経一二九度五五分五二秒
(ｵ)　北緯三四度三〇分一〇秒　東経一二九度五一分四六秒
(ｶ)　北緯三四度三五分四一秒　東経一二九度四五分五二秒
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十三号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。
平成二十七年四月二十四日　防衛大臣　中谷　元
期　間　平成二十七年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。
区　域　若狭湾北方海面の次の(ｱ)から(ｵ)までの五点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｵ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間
(ｱ)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三九度〇九分四九秒
(ｲ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒
(ｳ)　北緯三六度三三分一一秒　東経一三四度四四分五〇秒
(ｴ)　北緯三七度四〇分一〇秒　東経一三三度二四分五〇秒
(ｵ)　北緯三八度三三分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十四号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十七年四月二十四日　防衛大臣　中谷　元
期　間　平成二十七年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。
区　域　百里沖海面の次の(ｱ)から(ｵ)までの五点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｵ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間
(ｱ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒
(ｲ)　北緯三六度三八分三六秒　東経一四一度二〇分四八秒
(ｳ)　北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一〇分四六秒
(ｴ)　北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒
(ｵ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度四六分〇四秒
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十五号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十七年四月二十四日　防衛大臣　中谷　元
期　間　平成二十七年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。
区　域　三沢沖海面の次の(ｱ)から(ｵ)までの五点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｵ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ｱ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ｲ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ｳ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒
(ｴ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒
(ｵ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

四月二十二日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法

議案受領

四月二十二日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案

議案通知書受領

四月二十二日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案

質問書提出

四月二十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
原発事故の指定廃棄物処分場に関する質問主意書（奥野総一郎提出）
総理官邸へのドローンの侵入に関する質問主意書（奥野総一郎提出）

議事日程

四月二十三日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第十三号
平成二十七年四月二十三日（木曜日）
午後一時開議
第一　経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件
第二　世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
第三　東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定の締結について承認を求めるの件
第四　二千七年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件
第五　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案付託

四月二十二日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案（閣法第一二号）
外交防衛委員会に付託
株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（閣法第一三号）
財政金融委員会に付託
文部科学省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）
文教科学委員会に付託
水防法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）
国土交通委員会に付託

議案送付

四月二十二日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案

議決通知

四月二十二日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案

質問主意書転送

四月二十二日次の質問主意書を内閣に転送した。
国債の繰上償還可能性についての券面記載事項に関する質問主意書（大久保勉提出）（第一一三号）
国鉄共済年金に係る附帯決議の履行等に関する質問主意書（吉田忠智提出）（第一一四号）
後方支援を行う自衛隊員に対する戦時国際法適用の有無に関する質問主意書（吉田忠智提出）（第一一五号）
外国人家事労働者の受入れに関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一一六号）